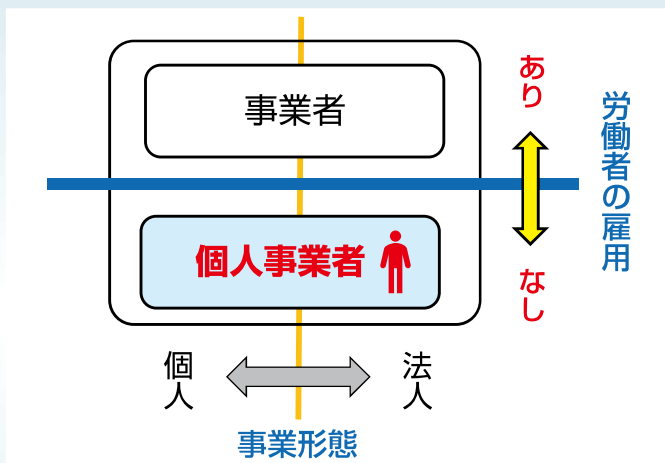




混在作業場所での **災害** をなくしましょう！

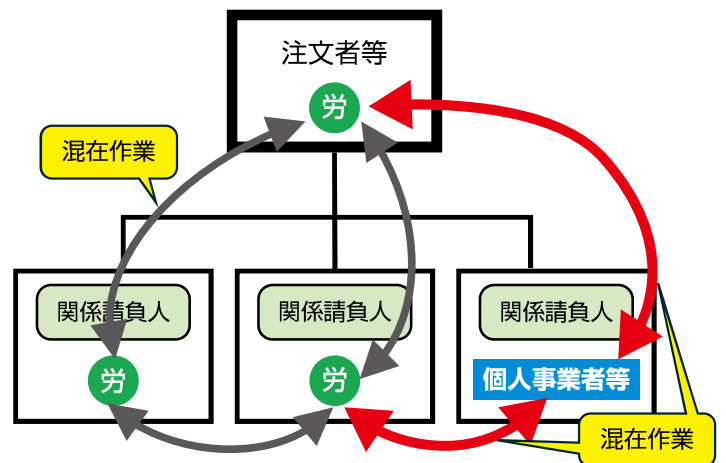
建設業や造船業の**一人親方等**は、**労働安全衛生法（「安衛法」）**の改正（令和7年5月公布）により、労働者と同じ場所で働くとき、**個人事業者等**として安衛法による**保護の対象**になるとともに、法令上講ずべき措置の**義務主体**となりました。

個人事業者とは



安衛法上の「個人事業者」は「事業を行う者で労働者を使用しない者」をいい、個人であるか法人であるかは問いません。「個人事業者等」には、中小事業の事業主や役員も含まれます。

元方事業者等が講じるべき措置 （作業間の連絡調整等）（令和8年4月施行）



混在作業場所における元方事業者等による措置義務の対象が労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

個人事業者等（一人親方等）の義務（令和9年4月施行）

42条 使用禁止

指定された機械は、厚生労働大臣が定める規格や安全装置を具備したものしか使用できない

指定された機械

➡ 政令

労働安全衛生法施行令 **13条**

例 パワー・ショベル



45条 定期自主検査

指定された機械は、定期に検査しなければならない

指定された機械

➡ 政令

労働安全衛生法施行令 **15条**

例 つり上げ荷重3トン以上の移動式クレーン



59条 安全衛生教育

指定された危険有害業務に就くときは、特別教育を受けなければならない

指定された教育

➡ 省令

労働安全衛生規則 **36条**

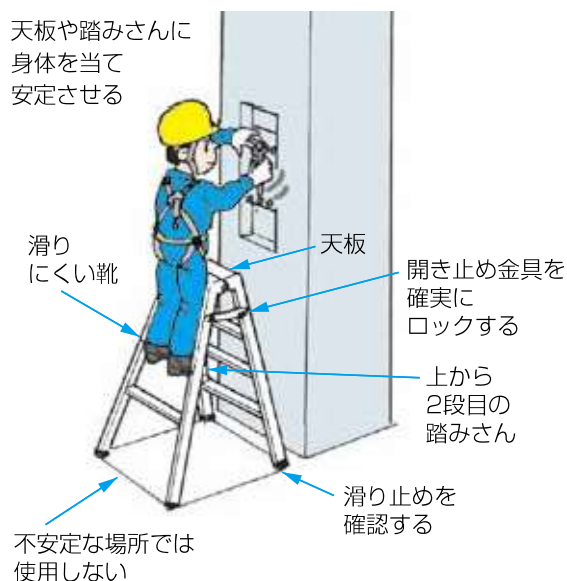
例 アーク溶接業務



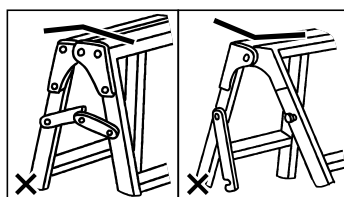
墜落・転落災害を防ぐためのポイント～ここに特に気をつけよう

1 脚立を使うとき

天板や踏みさんに
身体を当て
安定させる



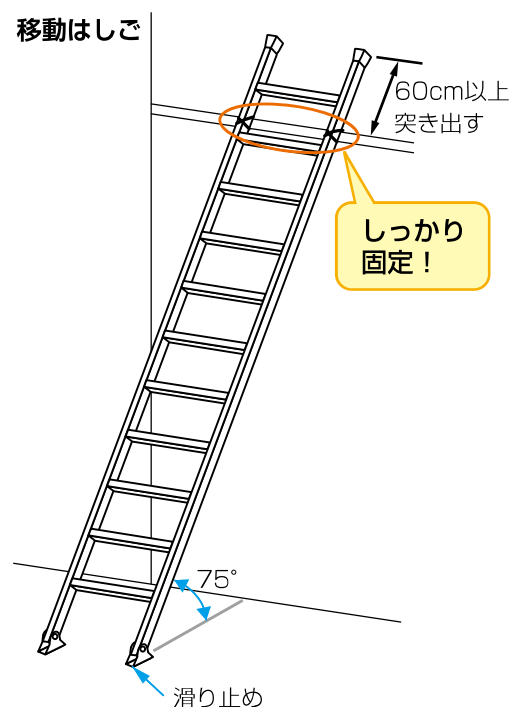
- ① 踏みさんが作業箇所の正面に向くよう設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体(脚部)を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑧ 身体の重心が自分の両足や脚立の脚部の外に出ないようにする
- ⑨ できるだけ手すり付きのものを使う



不完全な状態のままだと、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

2 はしごを昇降するとき

移動はしご



【移動はしご】

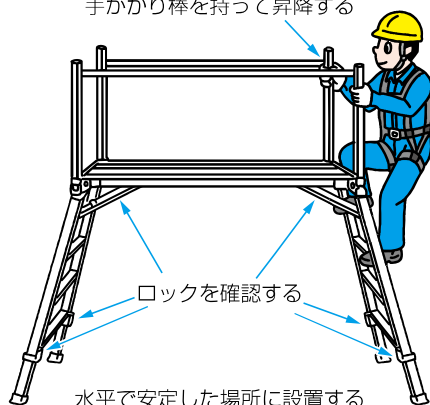
- ① はしごの上端は上端を架けた床から 60cm 以上突出させる
- ② はしごの立て掛け角度は、75 度程度とする
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する
- ④ 転位しないよう措置する(すべり止め措置の取付、下の者が支える等)
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを取り付ける
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける

【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
 - ② はしごの上端は上端を架けた床から 60cm 以上突出させる
 - ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
 - ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
 - ⑤ 上端床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

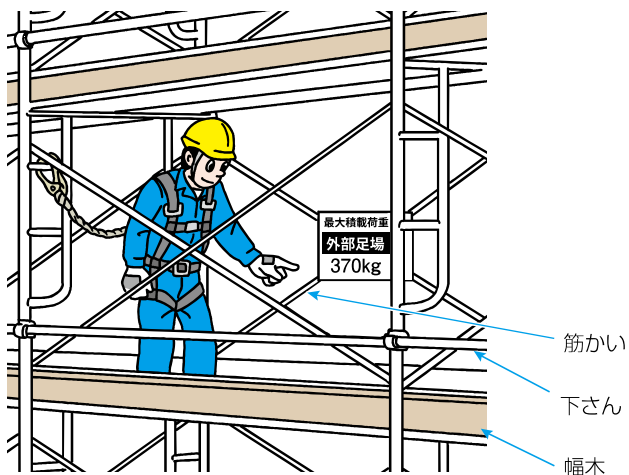
3 可搬式作業台を使うとき

手がかり棒を持って昇降する



- ① 手がかり棒を立て起こして使用する
- ② 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する(両手でしっかり脚柱等をつかむ)
- ③ 水平で安定した場所に設置する
- ④ 脚部が確実にロックされているか確認する
- ⑤ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑥ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする
- ⑦ できるだけ手すり付きのものを使う

4 足場上で作業するとき

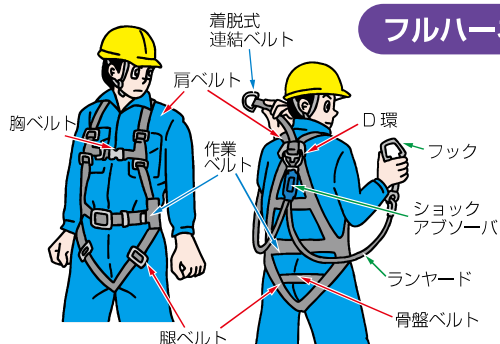


- ① 足場の部材などを一時的に取り外す必要があるときは、必ず先に、職長等責任者の了承を得る
- ② 取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）は必要な作業が終わったら必ず元どおりに取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）を点検する
- ④ 狭い場所ではブラケット足場を設置し（いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められない）、手すり等に墜落制止用器具を取り付けて作業する。

令和5年10月から足場からの墜落防止措置が強化されました。



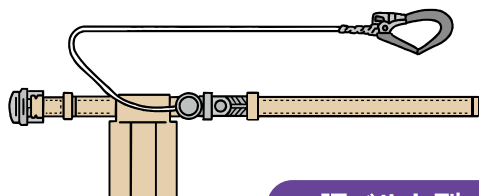
5 墜落制止用器具を使うとき



フルハーネス型

「フルハーネス型安全帯」と「胸ベルト型安全帯」を建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使う。

- ① 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ② 安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③ 責任者を定める等して確実に点検・保守や保管し、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。



胸ベルト型

【注意】 フルハーネス型安全帯は、製品ラベルに「墜落制止用器具」または「墜落制止用器具の規格」の表示があるものを使用する。
「安全帯の規格」と表示のあるものは旧規格のため使用できません。

電動工具を使うときの注意事項



携帯用丸のこ盤作業



グラインダー作業

石綿健康障害予防の対策

石綿等を取扱う作業では、呼吸用保護具及び保護衣を使用する。



電動ファン付き
マスクの例



防じんマスクの例



保護衣の例

労災保険特別加入制度

労災保険に特別加入するには、特別加入団体を経由して、加入を申請します。

万が一の事故の際に確実に補償を受けられます。労災保険の特別加入を積極的に検討のうえ、ご相談は最寄りの労働局又は労働基準監督署まで

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり一人親方」と検索または、右のQRコードからアクセス!!

([https://www.mhlw.go.jp/new-](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html)

[info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html))



注文者に求める安全衛生経費の積算方法

建設工事の注文者等は、仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことがあることから、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要である。

また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要である。

なお、注文内容の変更に伴って、教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となるような場合については、これに要する費用については、注文者が負担することが適当であるため、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要である。

安全衛生経費に含まれる主な項目

(保護具類)

①保護帽、②墜落制止用器具、③保護メガネ、④安全靴、⑤安全チョッキ、⑥防じん・防毒マスク、⑦防じんフィルター、⑧耳栓

(仮設費)

①足場、②墜落・飛来落下防止ネット、③立入禁止措置設置

(教育委訓練費)

①作業前の安全教育、②新規入場者教育、③玉掛け技能講習修了者等の配置、④安全衛生協議会等への参加

個人事業者等の安全衛生確保のための説明会を実施中です。

お問合せはメールにてお願いします。 kojin-jigyosha@zenkiren.com

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目12番2号 三秀舎ビル6階

TEL : 03-5283-1030 FAX : 03-5283-1032

URL <https://www.zenkiren.com/jutaku/kojin-jigyosha.html>

